

令和4年4月22日招集

第1回室蘭市議会臨時会

議案

令和4年4月22日招集 第1回室蘭市議会臨時会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和4年度室蘭市一般会計補正予算(第1号)
報告第1号	専決処分について承認を求める件(室蘭市税条例及び室蘭市都市計 画税条例の一部を改正する条例)

令和 4 年度室蘭市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,421 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,254,421 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 4 月 22 日提出

室蘭市長 青山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,319,093	19,421	8,338,514
	1 国庫負担金	5,954,019	13,268	5,967,287
	2 国庫補助金	817,835	6,153	823,988
歳 入	合 計	42,235,000	19,421	42,254,421

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,075,299	19,421	1,094,720
	1 保健衛生費	583,613	19,421	603,034
歳 出	合 計	42,235,000	19,421	42,254,421

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,319,093	19,421	8,338,514
歳入合計	42,235,000	19,421	42,254,421

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1,075,299	19,421	1,094,720
歳出合計	42,235,000	19,421	42,254,421

2 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,319,093	19,421	8,338,514
1 国庫負担金	5,954,019	13,268	5,967,287
3 衛生費国庫負担金	1,730	13,268	14,998
2 国庫補助金	817,835	6,153	823,988
3 衛生費国庫補助金	2,863	6,153	9,016

一般会計

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			
国庫支出金	道支出金	地方債	その他
19,421			
19,421			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費 負担金	13,268	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 負担対象額 13,268千円の10/10 13,268
1 保健衛生費 補助金	6,153	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 補助対象額 6,153千円の10/10 6,153

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
4 衛生費	1,075,299	19,421	1,094,720	19,421	
1 保健衛生費	583,613	19,421	603,034	19,421	
3 予防接種費	239,867	19,421	259,288	国庫支出金 19,421	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	500	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 19,421
7 報償費	2,254	
10 需用費	734	
11 役務費	766	
12 委託料	14,036	
18 負担金補助 及び交付金	1,131	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(799) 511	624,920	1,890,117	1,390,401	3,905,438	782,834	4,688,272	
補正前	(799) 511	624,920	1,890,117	1,389,901	3,904,938	782,834	4,687,772	
比 較	()			500	500		500	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当						
	補正後	121,352						
	補正前	120,852						
	比 較	500						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	511	1,890,117	1,351,429	3,241,546	664,418	3,905,964	
補正前	511	1,890,117	1,350,929	3,241,046	664,418	3,905,464	
比 較			500	500		500	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当					
	補正後	121,352					
	補正前	120,852					
	比 較	500					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(799)	624,920	38,972	663,892	118,416	782,308	
補正前	(799)	624,920	38,972	663,892	118,416	782,308	
比 較	()						

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
職員手当等	500	その他の増減分	500	新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る増 500	

専決処分について承認を求める件
(室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和4年4月22日提出

室蘭市長 青山 剛

記

- 1 専決事項 室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和4年3月31日

室蘭市税条例及び室蘭市都市計画税条例の一部を改正する条例

(室蘭市税条例の一部改正)

第1条 室蘭市税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第34条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第12条の3中「熱損失防止改修住宅若しくは」を「熱損失防止改修等住宅若しくは」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「特定熱損失防止改修住宅、」を「特定熱損失防止改修等住宅、」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「改修工事」を「改修工事等」に改める。

附則第14条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

(室蘭市都市計画税条例の一部改正)

第2条 室蘭市都市計画税条例(昭和32年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第11項中「附則第4項」を「附則第3項、第4項」に、「附則第8項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第12項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項若しくは第39項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項若しくは第36項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の室蘭市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の室蘭市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

